



## Q&A 収益認識の基本論点

# 1

### 論点1 | 約束した財又はサービスが別個のものか否かの判断



Q

製品の販売とそれに付随するサービスの提供が1つの顧客との契約に含まれる場合があります。顧客との契約において、複数の財又はサービスの提供を約束する場合、どのような単位で収益認識の会計処理を行うことになりますか。



A

顧客に約束した財又はサービスが①別個のものとなる可能性があり、②契約の観点からも別個のものとなる場合、他とは区別して別個の財又はサービス(別個の履行義務)として会計処理します。①又は②に該当しない場合、複数の財又はサービスを単一の財又はサービス(単一の履行義務)として会計処理することになります。なお、代替的な取扱いとして、顧客との契約において約束した財又はサービスの重要性が乏しい場合、その財又はサービスが別個のものか否かの評価を行わないことも認められます。

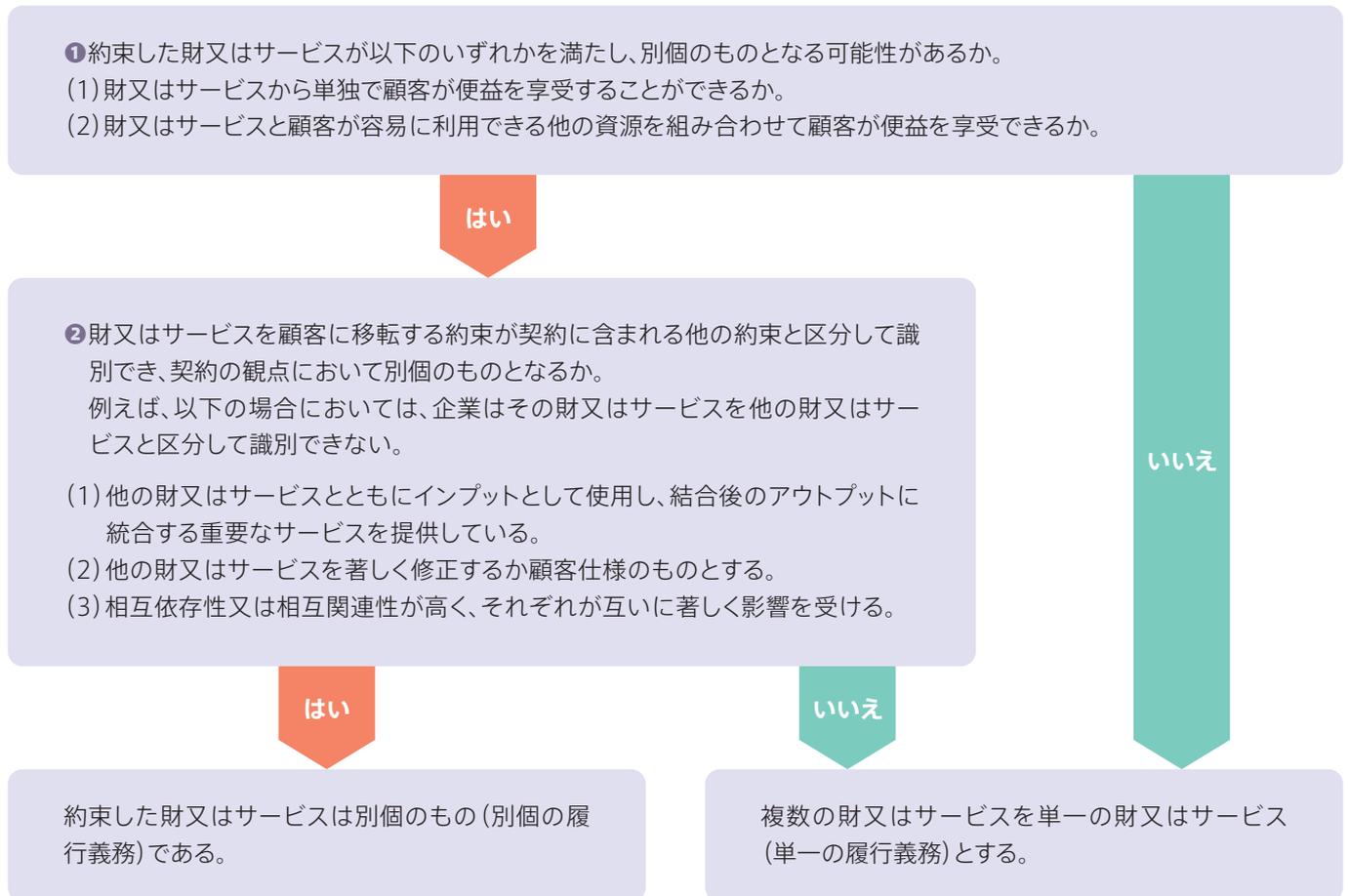




## ■ 会計基準等の定め (会計基準第32項、第34項、第127項から第131項、適用指針第6項)

収益基準では、約束した財又はサービスが別個のものか否かの判断を図表1(会計基準第34項及び適用指針第6項を基に作成)のように定めています。

図表1 約束した財又はサービスが別個のものか否かの判断



### 重要性等に関する代替的な取扱い 顧客との契約の観点で重要性が乏しい場合の取扱い

財又はサービスが別個のものか否かの判断について、重要性等に関する代替的な取扱いが設けられています。約束した財又はサービスが、顧客との契約の観点で重要性が乏しい場合、その約束が履行義務であるか否かの評価を省略することができます(適用指針第93項及び第166項)。

## ■ 事例 据付け作業を伴う製品の販売

A社は、製品を1,250千円で顧客に販売する契約を締結している。契約書において、A社は製品の据付け作業の実施にも合意しているが、製品の本体価格及び据付け作業の対価の内訳については契約書上では明示されていない。独立販売価格は、製品1,200千円及び据付け作業50千円である。

### ■ ケース1

#### 据付け作業が他の企業も提供できる標準的なものである場合

顧客は容易に利用できる他の資源(他の企業でも提供できる標準的な据付け作業)と組み合わせて、製品の便益を享受することができるため、製品の販売と据付け作業の提供は別個のものとなる可能性がある(P.2 図表1の①(2))。また、据付け作業の提供は標準的なもので製品の機能性に著しい影響を与えることはなく、重要な統合サービスの提供や著しい修正及び顧客仕様への変更を行うものではない。また、製品と据付け作業は互いに著しい影響を与えないため、相互依存性及び相互関連性は高くない。したがって、製品の販売と据付け作業は契約の観点から別個のものとなり、それぞれ独立した履行義務として識別されることになる(P.2 図表1の②(1)~(3))。この場合、製品の販売1,200千円については製品の支配が顧客に移転する一時点で収益認識され、据付け作業50千円については作業完了時に(又は作業期間にわたって)収益認識されることになる。

### ■ ケース2 据付け作業が製品に大幅な修正や顧客仕様への変更を加える複雑なものである場合

据付け作業が、契約上、顧客向けに製品への大幅な修正や顧客仕様への変更を行う複雑なものである場合、製品の販売と据付け作業の提供は契約の観点から別個のものではなく(P.2 図表1の②(2))、単一の履行義務となる。この場合、単一の履行義務1,250千円について、一定の期間にわたり充足される履行義務か、一時点で充足される履行義務かを検討することになる。

